

第 6020 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月15日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⇩ 相次相続控除

Q：相続が立て続けに起きた場合、相続税が安くなるそうですが、どうなっているのですか？

A：相次相続控除といい、次のようになっています。

【解説】

相続税では、相続が続いて起きると相続税の負担が大変なることから、被相続人が亡くなる前10年以内に開始した相続で相続税額を負担しているときは、一定の算式により計算した金額を相続税額から控除してくれる制度を設けています。これを相次相続控除といいます。

ただし、相続を放棄した人や廃除等で相続権を失った人には適用がなく、遺贈によって財産を取得した場合でも適用がありませんので注意してください。

控除される額は、次の額です。

$A \times C \div (B - A) \text{ (注)} \times D \div C \times (10 - E) \div 10 = \text{控除額}$

A: 被相続人が一次相続(前の相続)で課された相続税額

B: 一次相続により被相続人が取得した財産の価額

C: 今回の相続によって取得した財産の価額の合計額

D: 今回の相続によって各相続人が取得した財産の価額

E: 一次相続から今回の相続までの年数(1年未満端数切捨て)

(注) $C \div (B - A)$ が 1 を超えるときは 1 として計算します。

